

○ 保有個人情報の特定

27	答申 23 (行個) 39 「特定被相続人に係る相続税の修正申告書等の開示決定に関する件 (保有個人情報の特定)」 ・ 特定被相続人名義の預貯金債権の帰属は、遺産分割終了までの間は相続分の割合による準共有であるとして、当該預貯金に係る情報について、相続人の1人である審査請求人の保有個人情報であるとしたもの	2 保有個人情報の特定の妥当性について (略) (2) 本件修正申告書の相続税がかかる財産の明細書 (第11表) の所在場所等欄に「修正分」と記載されている特定被相続人名義又は審査請求人以外の相続人らの名義の各預貯金 (以下「本件各預貯金」という。) の残高証明書に記載された情報の保有個人情報該当性について ア (略) 預貯金 (可分債権) については、「相続人数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解すべき」 (最高裁第一小法廷昭和29年4月8日判決) とされている。 もっとも、相続財産に含まれている定額郵便貯金債権については、平成17年法律第102号「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により廃止前の郵便貯金法の規定上、預金者である被相続人が死亡したからと言って、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続で決せられることになる (最高裁第二小法廷平成22年10月8日判決)。この場合、相続開始から遺産分割終了までの間の貯金債権の帰属は、相続分の割合による準共有と解される。 イ 本件各預貯金のうち、特定被相続人名義の預貯金は、特定被相続人の相続財産で相続税の課税対象であることを相続人らが認めて修正申告がされたものであることからすれば、その全部が相続財産である。 また、本件各預貯金のうち、審査請求人以外の相続人らの名義の預貯金も、特定被相続人に帰属する相続財産で相続税の課税対象であることを相続人らが認めて修正申告がされたものであることからすれば、その名義にかかわらず、特定被相続人の相続財産である。 ウ そうすると、特定被相続人の死亡により、審査請求人は、本件各預貯金中に定額郵便貯金が含まれている場合には、各定額郵便貯金債権については相続分の割合による準共有持分を、その他の各預貯金については相続分の割合により分割した債権を、それぞれ相続により取得したものである。したがって、本件各預貯金に係る金融機関名及び支店名の情報を含む残高証明書の記載は、審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当する。 (略) オ また、本件各預貯金は、特定被相続人名義、特定相続人1名義、特定相続人2名義と名義人ごとに一つの欄に記載されているところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、各名義人につき一口の預貯金の全部又は一部が記載されているものではなく、各名義人ごとに複数口の預貯金債権額の合計額のう
-----------	---	--

		ちの一部の金額が特定被相続人に帰属する相続財産とされており、複数口の預貯金中の特定の口が相続財産とされているものではないとのことであった。 そうすると、各名義人ごとの複数口の預貯金全ての口について、審査請求人が相続によって分割債権又は準共有持分を取得した（その後遺産分割されたか否かを問わず）ものと解する外はなく、それらの全ての預貯金債権に係る金融機関名及び支店名の情報を含む残高証明書の記載は、審査請求人を本人とする保有個人情報になる。
23-36	答申 2 3（独個） 2 0 「答弁書等の原本の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」 「工学部資料で作成したとする「答弁書、回答書」で述べた大学の説明内容の全てがわかる原本」を求めたのに対し、既に異議申立人が入手済であることが明白な回答書、答弁書及び準備書面のみを本件対象保有個人情報が記載された文書と限定した原処分について、適切さを欠くとした例	2 本件対象保有個人情報の特定の適否について（略） (3) 「本件関連記録（工学部資料）」、「本学工学部作成の資料」、「工学部の記録ファイル」及び「工学部の記録」 （略）工学部資料は、異議申立人の質問に対する横浜国立大学の説明の根拠となり得る内容を含む法人文書であって、かつ異議申立人を本人とする保有個人情報が記載されたものと認められる。 (4) 調査委員会による調査結果報告 （略）同報告書は、異議申立人の質問に対する横浜国立大学の説明及びその根拠となり得る内容を含む法人文書であって、かつ異議申立人を本人とする保有個人情報が記載されたものと認められる。 3 保有個人情報の特定について 本件開示請求書で異議申立人が「工学部資料で作成したとする「答弁書、回答書」で述べた大学の説明内容の全てがわかる原本」を求めたのに対し、本件開示請求以前の前記調停の場を通じて、既に異議申立人が入手済であることが明白な回答書、答弁書及び準備書面のみを本件対象保有個人情報が記載された文書と限定した原処分については、適切さを欠くものと言わざるを得ない。 処分庁においては、今後、開示請求の趣旨を十分確認すべきである。
25-41	答申 2 5（独個） 2 5 「本人の申立てにより中央労働基準監督署から受けた是正勧告及びこれを受けて採られた是正措置等に関する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」 特定の部局のみを本人に係る保有個人情報の保有部局と限定し、当該部局のみで当該保有個人情報を探索して行った不存在による不開示決定について、他の部局において保有が確認されているものも含め、改めて開示決定等すべきとした例	2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について（略） (2) 特定の妥当性の検討 ア 人事部における本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報の対象となる保有個人情報の保有の有無について 上記（1）のとおり、人事部においては本件対象保有個人情報以外の保有個人情報を保有していないと諮問庁は説明するが、是正勧告を受けて、割増賃金の未払い分を平成23年10月分の給与と合わせて支払うこととした手続等において、会計担当部署への伝達や何らかの決裁等が行われていることも考えられるので、この点について改めて探索すべきである。 イ 人事部以外の部署の保有する保有個人情報について 本件請求内容が保有個人情報開示請求書では、「東京大学が・・・受けた是正勧告、並びに、これらを受けて取られた是正措置、違反者への対応、再発防止策の策定等・・・」とされており、決して「人事部が保有する」との限定を付していないこと、労働基準監督署の改善指導の性格等を踏まえると、「東京大学」としての対応状況等についての開示を求めているものと解され

		ることから、開示請求の対象となる保有個人情報の探索範囲を人事部に限定することは妥当とは認められない。 少なくとも労働基準監督署の改善指導の対象となった特定部署（上記（１）イ（ウ）で説明されている「是正通知書」などを保有しているものと考えられる。）や是正勧告を受けて行った改善措置に係る会計担当部署（未払いであった割増賃金分を支払うこととした決定過程に係る文書などを保有していることが考えられる。）等においても探索を行うべきであり、当該部署等において本件請求保有個人情報の対象となる保有個人情報を保有しているのであれば、これを特定すべきである。また、その他の部署において保有している可能性についても、これを排除せずに探索すべきである。 ウ 以上のとおり、本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報について、人事部が保有するものに限って行った探索は、その方法及び範囲が十分であるとは認められず、本件の是正勧告に係る対応に係る人事部及び他の部署を含めて、本件開示請求の対象となる保有個人情報を再度探索し、該当する保有個人情報を保有していれば、これを改めて開示決定等すべきである。
29-32	答申２９（独個）４８ 「本人に係る調停の合意文書（確認書）の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」 ・ 大学教員である異議申立人が申し立てたハラスメント調停申立てに係る加害者である大学との合意文書のうち、異議申立人が公にいても守秘義務や大学の就業規則等に抵触しない保有個人情報の開示請求を行ったところ、外に特定すべき保有個人情報が存在するとした異議申立てについて、本件は、外形的には保有個人情報の特定の妥当性が争点であるが、実質的には、合意文書のどの部分が守秘義務等に抵触するかの大学の判断の可否を争うものであり、その判断基準となる法の規定はなく、大学内部の問題であるから、大学の判断が尊重されるべきとし	１ 本件対象保有個人情報について 諮問庁の説明によれば、本件開示請求は、東北大学の教員である異議申立人が申立人となったハラスメント調停申立ての成立時に作成された「調停の合意文書（確認書）」について、異議申立人が当該文書を公開した場合に、教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触する部分を除いた部分に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、「調停の合意文書（確認書）」に記録された保有個人情報のうち「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を除く部分に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、全部開示する原処分を行った。 異議申立人は、「調停の合意文書（確認書）」には、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。 ２ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について 上記１のとおり、本件異議申立ては、外形的には、保有個人情報の特定の妥当性を争点とするものであるが、開示請求書の記載によると、開示請求の対象として特定すべきか否かは、公開した場合に東北大学教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触するか否かの判断によって決まるから、結局、本件異議申立ては、この点に関する東北大学の判断の可否を争うものと解される。 諮問庁は、「調停の合意文書（確認書）」は、特定の当事者間で合意に達して作成されたものであり、学内外に公開するものではないため、「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を異議申立人が除外を求める守秘義務及び就業規則等に抵触する部分であると判断し、これらを除く部分を本件対象保有個人情報として特定した

	て、原処分を妥当であると判断した例	旨説明する。 ところで、特定の情報を公開した場合に東北大学教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触するか否かについては、その判断の基準となる法の規定はなく、東北大学内部の問題であるから、諮問庁である東北大学の判断が尊重されるべきである。したがって、「調停の合意文書（確認書）」のうち「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を異議申立人が除外を求める守秘義務及び就業規則等に抵触する部分と判断し、これらを除く部分を本件対象保有個人情報として特定したとする諮問庁の上記説明は、これが明らかに不合理であるとする事情は認め難いので、是認するほかない。 以上のことから、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。
1-35	答申 1（独個） 1 2 「本人が取得した特定年度成績評価に係る保有個人情報の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」 審査請求人から当初の開示請求内容と矛盾する内容の補正がされていたにもかかわらず、当初の開示請求内容に沿った文書の特定がされたことにつき、審査請求人に更に補正を求め、改めて開示決定等をすべきとした例	2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 ア 本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求する保有個人情報の名称等」欄には、別紙の 1 のとおり記載されているが、特定高専の特定年度の成績評価に係る情報のうち具体的にどのような保有個人情報を指すのか不明確であるため、処分庁は、開示請求者（審査請求人）に対し、3 回にわたり本件開示請求書の補正を求めた。 イ 処分庁は、1 回目の求補正において、本件開示請求書の「請求する保有個人情報の名称等」欄に記載されている「審査請求人だけが取得に係わっている情報」とは、具体的にどのような情報であるのか確認したところ、審査請求人から、「本件請求保有個人情報は、「審査請求人が行った試験問題の作成から成績伝票として提出した評価、および、成績評価を糾弾された後の審査請求人の対応情報」で「特定年月（試験問題作成）から特定年月日 D までに取得した情報」であり、特定調査報告書は、審査請求人以外が修正、追加した情報であるから、対象外である。」旨の回答を得た。 ウ しかしながら、特定高専の特定年度の成績評価に関する情報は、特定調査報告書に含まれており、審査請求人が提出した書類が資料として添付されていることから、処分庁は、同報告書の添付資料が本件開示請求の対象となると考え、2 回目の求補正において、審査請求人が上記回答において対象外としたのが、添付資料を含んだものであるのか、含んだものであるなら保有個人情報の特定が困難であるため、どのような保有個人情報を請求しているのか、明らかにするよう求めた。これに対し、審査請求人は、「特定高専内で適正な調査を行えば判明する」として、明確な回答をしなかった。 エ そこで、処分庁は 3 回目の求補正において、本件請求保有個人情報として、別紙の 2 に掲げる文書に記録された保有個人情報の

		特定を予定している旨伝えた上で、これらの保有個人情報でよい か確認したところ、審査請求人から、「その情報に当時の担任、 教務委員である。特定個人A、特定個人B、特定個人C、特定個 人Dが係わったものが存在することは間違いありません。まず、 特定年月日Eに取得した私についての情報にこの4名が係わる 情報が存在すれば、それが開示請求情報です。」との回答を得た。 オ 処分庁では、本件開示請求書に「審査請求人だけが取得に係わ っている情報」とあるのに対し、上記エの「この4名が係わる情 報」は、審査請求人以外の者が取得に係わった情報であるため、 本件請求保有個人情報に該当せず、新たな開示請求であると判断 し、本件対象保有個人情報を特定し、これを全部開示とする原処 分を行った。なお、審査請求人は、上記エのとおり、本件請求保 有個人情報について、「特定年月日Eに取得した私についての情 報にこの4名が係わる情報が存在すれば、それが開示請求情報」 である旨主張するが、機構において、これらの情報は保有してい ない。 (2) 以下、検討する。 ア 当審査会において、本件諮問書に添付された本件開示請求書、 処分庁が審査請求人に対して本件開示請求書の補正を求めた各 文書及びこれに対する審査請求人の各回答文書を確認したとこ ろ、処分庁と審査請求人との間で、本件対象保有個人情報の特定 に関し、上記(1)のようなやり取りがあったことが認められる。 イ そうすると、審査請求人は、本件開示請求書において「審査請 求人だけが取得に係わっている情報」の開示を求める一方で、処 分庁からの3回目の求補正に対する回答文書において、審査請求 人以外の者である特定個人A、特定個人B、特定個人C及び特定 個人Dの4名が係わった保有個人情報の開示を求めるという一 見して矛盾する補正をしていることから、このままでは、審査請 求人が開示を求める保有個人情報の内容を確定することは不可 能であると考えられる。 ウ 以上を踏まえると、審査請求人に対し、その真意を確認するた め更に補正を求め、本件請求保有個人情報の内容を確定した上 で、その対象となる保有個人情報を特定すべきであったのに、矛 盾を放置したまま原処分を行ったものであって、処分庁の対応は 不適切であったといわざるを得ない。
6-36	答申6(行個)5010「本人に係る「公務災害にかかる判断について」等に関する文書の一部開示決定に関する件」 審査請求人の個人識別情報が記載されていないとして不開示とされた文書について、審査請求人	2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について (1) 別表4の番号1に掲げる部分につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。 当該部分については、一義的には審査請求人の既に死亡した子である特定個人の保有個人情報であり、当該文書には、審査請求人の個人識別情報が記載されていないことから、当該保有個人情報は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断し、不開示とした。

	は、審査請求人の子である特定個人の特定事由による死亡が公務災害に該当するか否か等の調査の申入れを行っており、本件対象保有個人情報はその調査等に係る一連の文書であるから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして、改めて開示決定等をすべきとした例	(2) 上記(1)の諮問序の説明のとおり、別表4の番号1に掲げる部分については、審査請求人の氏名等の同人を識別することができる情報は記載されていないと認められる。 しかしながら、本件開示請求は、特定部隊が作成した文書「公務災害にかかる判断について」及び「特定個人の特定事由による死亡に関する調査結果について」に関し特定部隊が保有する、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものである。 当審査会において、当該部分を見分したところ、審査請求人本人から特定職員Aに対する申入れを受け、審査請求人の子である特定個人の特定事由による死亡が公務災害に該当するか否か等の判断に関する特定部隊の調査等に係る一連の文書であると認められる。当該申入れの書面には審査請求人の氏名及び住所等の記載があり、審査請求人を本人と識別できる情報が記載されている。 (3) そうすると、別表4の番号1に掲げる部分は、公務災害の認定の手續に関する一連の情報として、審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められ、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない旨の上記(1)の諮問序の説明は採用することはできない。 (4) したがって、別表4の番号1に掲げる部分につき、改めて開示決定等をすべきである。
--	---	---